

第3次河北町子どもの読書活動推進計画

本が好き！
育てよう ひとみ輝かせ、心を耕すかほくの子ども



令和7年3月
河北町教育委員会

は じ め に

2023年度の国語に関する世論調査（2024年1月から3月実施。全国16歳以上を対象に質問用紙を郵送し、6000人の内3559人が回答）では、「1ヶ月に読む本（電子書籍を含む。雑誌・漫画は除く）の数について、『読まない』との回答が62.6%と初めて半数を超え、過去最多になった。18年度の前回調査から15.3ポイント増えた。読書量の変化では、過去最多の69.1%が以前に比べて『減っている』と答えた。理由（複数回答）は『情報機器で時間がとられる』とした人が43.6%で最も多く、年齢が低いほどその傾向が高かった。」という結果が報じられています。科学技術の進歩により、子どもを取り巻く環境は大きく変化し、デジタルリテラシーの重要性が叫ばれている昨今ですが、それ以上に「読書の学び」の重要性を感じています。

読書好きな子を育てるためには、乳幼児期から系統立てた本に親しむ環境づくりが欠かせません。絵本を与えたり、読み聞かせをしたり、家族読書をしたりして本好きな子に育てる事です。絵本は、子どもの豊かな想像力により、空想の世界にどっぷりと入り込む等の楽しむ効用があります。子どもが「もっと読んで」と言ったり、別の絵本を要求したりしたら本好きになるスタートラインに立った証です。小学校から学校生活が始まりますので、学校図書館の充実が大切と思っております。「総合的な学習の時間」等では学校図書館や町中央図書館の活用がされています。図書館の機能として学習指導要領【総則編】によれば、「読書センター機能」「学習センター機能」「情報センター機能」があるとされています。児童や生徒達にどのようなニーズがあるのか実態を把握しながら、上記の機能が十分に果たされているか点検していく必要があります。町では、「ブックスタート事業」をはじめ、「読み聞かせ」の推進、「家庭の日（家族で読書の日）」の推進、中央図書館や学校図書館の充実、学校図書館司書の配置等々、読書に親しむ環境づくりを進めております。「読書の学び」は、生きていく上での大切な力ですので、人と本をつなぐ役割として読書推進に関する充実を今後とも進めてまいります。

町民の皆様はじめ、読書活動にかかわる学校、諸機関、諸団体におかれましては、この計画の趣旨をご理解いただき、積極的に活用いただくことを願っております。

最後に、本計画の策定にあたりご尽力いただきました策定委員の皆様、貴重なご意見を寄せていただいた多くの皆様に心より感謝申し上げます。

令和7年3月

河北町教育委員会

教育長 板 坂 憲 助

目 次

第1章 計画の策定に当たって 1

- 1 子どもの読書活動の意義 1
- 2 国・山形県・河北町の動向 1
- 3 計画の位置づけ 4
- 4 計画の目的 4
- 5 計画期間 4
- 6 第2次町計画の検証・現状の把握・今後の方向性 4

第2章 第3次町計画の基本方針と施策 8

【柱Ⅰ】家庭・地域・学校等を通じた社会全体での子どもの読書活動の推進 ... 9

- 1 家庭での読書活動の推進 9
- 2 地域での読書活動の推進 11
- 3 学校・園等での読書活動の推進 13

【柱Ⅱ】子どもが読書に親しむ機会の提供と施設、設備その他諸条件の整備充実...14

- 1 中央図書館の整備充実の推進 14
- 2 学校図書館の整備充実の推進 15
- 3 諸施設間の連携の推進 16

【柱Ⅲ】子どもの読書活動の啓発 16

- 1 「家庭の日（家族で読書の日）」 「子ども読書の日」等の啓発 16

資料1 計画策定の組織 18

資料2 計画策定の経過 19

資料3 子どもの読書活動の推進に関する法律 20

第1章 計画の策定に当たって

1 子どもの読書活動の意義

子ども（概ね18歳以下の者）の読書活動は、言葉を学び、表現力を高めるとともに、豊かな感性や思考力・想像力を培い、他人を思いやる等の豊かな心を育むことにつながるものであり、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。

社会のデジタル化が進み、生まれたときからスマートフォンやタブレット、SNSが身近な環境で育ったデジタルネイティブである現代の子どもは、趣味や娯楽の選択肢が多く、学校外における時間の使い方が多様化しています。

新型コロナウイルス感染症の流行は、各学校の臨時休業や公立図書館での利用制限等、自ら選んで読む楽しみや本に親しむ機会を減少させ、子どもの読書活動に少なからず影響を与えたと考えられます。

加えて、長らく読書の媒体は「紙」でしたが、スマートフォン・タブレット等の「デジタル」媒体を使用した電子書籍も生活に浸透しつつあり、新しい読書の形への対応も求められています。

このような環境の変化や昨今の社会情勢を踏まえ、子どもの読書活動の推進に当たっては、社会全体で積極的に取り組むことが重要です。

2 国・山形県・河北町の動向

【国の動向】

国では、平成13年12月に施行された「子どもの読書活動の推進に関する法律」（以下「推進法」という。）に基づき、平成14年8月、全ての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動ができる環境の整備を積極的に推進することを基本理念とする基本計画が策定され、以降、おおむね5年間ごとに内容の見直しを図り、子どもの読書活動が推進されてきました。

令和元年6月には、障がいの有無にかかわらず、全ての国民が等しく読書の恵沢を得ることができる社会の実現を目指すため、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」が施行され、また、令和4年1月には第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」が策定され、公立小中学校等の学校図書館の整備充実が進められています。

令和5年3月、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的方針を示す第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が策定され、全ての子どもが読書活動の恩恵を受けられるよう4つの基本的方針（①不読率の低減、②多様な子どもたちの読書機会の確保、③デジタル社会に対応した読書環境の整備、④子どもの視点に立った読書活動の推進）のもと、社会全体で子どもの読書活動の推進が図られています。

【山形県の動向】

山形県（以下「県」という。）では、令和2年3月に「第6次山形県教育振興計画（後期計画）」が策定され、主要施策「豊かな心の育成」に向けた取組みの一つとして読書活動の推進を掲げ、①読書活動に関する理解と意義の普及、②学校・家庭・地域を通じた社会全体での読書活動の推進に取り組んでいるほか、令和6年3月に「第4次山形県子ども読書活動推進計画」が策定され、「自ら本に親しむ、読書好きな子ども」を目指す姿とし、多様な子どもの読書活動の推進に取り組んでいます。

また、県立図書館においては、令和2年2月にリニューアルされ、図書館エリアを約1.4倍に拡大し、開架可能冊数を約2倍、閲覧席数を約3倍に拡大する等、本に囲まれた空間を創出するとともに、対面朗読室や読書補助具の整備等、誰もが利用しやすい図書館を目指して、読書環境の充実に取り組んでいます。

【河北町の動向】

河北町（以下「町」という。）においては、「第8次河北町総合計画」の中で、学校図書館の施設の整備、図書資料の充実を図るとともに、読書指導の強化を取り上げており、「第2次河北町教育振興計画（改訂版）」の中で、読書活動の推進、学校図書館司書の配置、学校図書館・中央図書館の蔵書等の充実や環境の整備について取り上げています。

大正4年、中央図書館の前身である谷地図書館が開館しました。昭和29年、町村合併により河北町立中央図書館と名称を変え、昭和41年に児童会館内に移転、平成7年にサハトベに花に移転しました。平成19年には、NPO法人河北まちづくりネットワークひまわりが指定管理者に任命され、町に変わって図書館運営を担うこととなり、現在に至っています。子どもの読書活動に優れた実績をあげたことを評価され、平成17年に中央図書館が、平成28年に長年図書館でボランティアを続けてきたひまわりサークルが文部科学大臣表彰を受賞しました。

また、町独自の取組みとして、多くの有志の方々からの寄付金にて、大活字本等を購入して図書館に寄贈している「図書館後援会」があり、図書館の運営に対しご協力をいただいております。

老朽化し、早期の更新が課題であった移動図書館車については、クラウドファンディングを用いたことにより、全国の方々からご支援をいただき、平成3年から活動していた移動図書館車の2代目「べにばな号」を令和5年6月に更新しました。3代目「べにばな号」は、積載冊数が500冊増加の1,500冊となり、1度により多くの本を子どもたちに提供できるようになりました。

平成27年3月に「河北町子どもの読書活動推進計画」、令和2年3月に「第2次河北町子どもの読書活動推進計画」（以下「第2次町計画」という。）を策定し、子どもの読書活動がより活性化することを目指し、家庭、地域、学校等が連携した読書活動のための取組みを推進してきました。

3 計画の位置づけ

「第3次河北町子どもの読書活動推進計画」（以下「第3次町計画」という。）は、推進法に規定する「市町村子どもの読書活動推進計画」として、「第8次河北町総合計画」「第2次河北町教育振興計画（改訂版）」及び関連する国や県の計画と整合性を図り、第2次町計画の後継計画と位置づけます。

4 計画の目的

第3次町計画は、家庭・地域・学校等、社会全体で子どもの読書活動を推進し、読書環境の整備・充実を図るとともに、子どもの読書に親しむ機会をより多く提供することにより、子どもの豊かな心を育むことを目的とします。

5 計画期間

第3次町計画の期間は、令和7年度から令和11年度までとします。なお、社会情勢の変化や町における読書環境の動勢を考慮しながら、必要に応じて見直しを行うこととします。

6 第2次町計画の検証・現状の把握・今後の方向性

「全国学力・学習状況調査」には、子どもの読書に関する項目があります。平成31年度と令和5年度を比較してみると【表1～3】のようになり、読書に対する意識が低下傾向にあるといえます。

新型コロナウイルス感染症の影響によって、中央図書館では施設の利用制限を余儀なくされ、中央図書館を利用する機会が減少したことにより、子どもの読書離れや読書習慣の形成に少なからず影響を与えたと考えられます。子どもだけでなく、大人の読書離れが進んでいること、また、ゲームや動画、SNS等のインターネットの利用がより身近になり、学校外における時間の使い方が多様化していることや、一部の学校で朝の時間における一斉読書を実施しなくなったことも要因と考えられます。

第2次町計画の取組みとして、読み聞かせやブックスタート※¹事業を行い、中央図書館では、ブックスタート時に乳幼児向けの本を集めたコーナーやおはなし会を周知し、家庭で読み聞かせをするきっかけづくりも実施しました。

また、中央図書館・学校図書館の蔵書の更新や整備、移動図書館車の更新、ボランティア活動によるおはなし会を行いました。

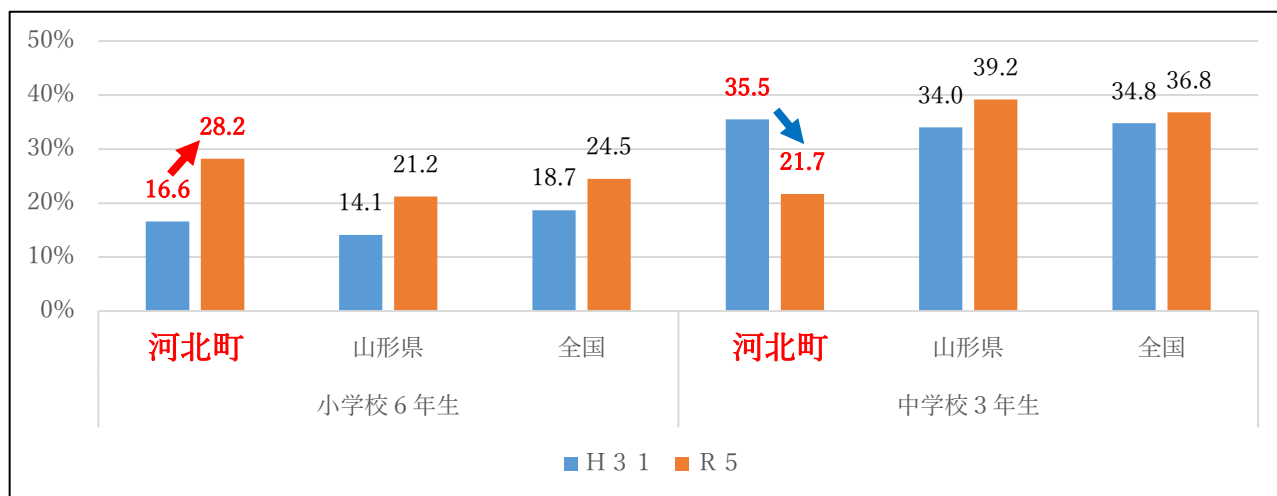
第3次町計画では、これまでの取組みに加え、読書が好きな子どもの増加が見られない現状から、読書の機会を一層確保し、読書への親しみや楽しさを実感させる手立てを講じること、子どもが主体的に読書をするきっかけを提供します。また、子どもに接する大人への啓発や社会の変化に対応した情報発信、子どもの読書活動推進の方法としてICT※²の活用を検討していき、子どもの読書意欲の向上と環境の整備に取り組んでいきます。

※1 ブックスタート…Bookstart Japan（NPOブックスタート）が提唱する、乳幼児健診等の機会に、乳幼児への読み聞かせの「体験」とともに、乳幼児と保護者に「絵本」をセットで手渡し、家族のコミュニケーションを促す活動。乳幼児の幸せを願い、行政と住民が協働する自治体の事業として実施される。

※2 ICT…Information and Communication Technology の略。情報(information)や通信(communication)に関する技術の総称。

【表 1】「学校の授業時間以外に、普段（月～金曜日）1日当たりどれくらいの時間、読書を読みますか（教科書や参考書、漫画や雑誌は除く）」

「ほぼしない」と答えた児童・生徒の割合

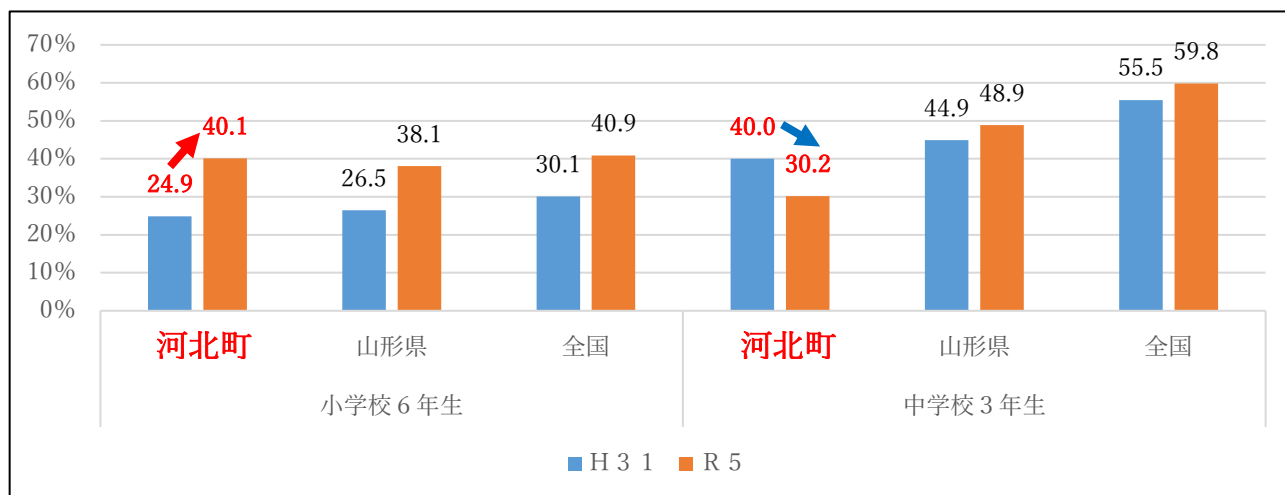


（文部科学省 平成 31 年度・令和 5 年度「全国学力・学習状況調査」より）

- ⇒ 小 6：読書をほぼしない児童が全国的に増加し、町も増加（↑）：良くない傾向
 ⇒ 中 3：読書をほぼしない生徒が全国的に増加したが、町は減少（↓）：良い傾向

【表 2】「昼休みや放課後、学校が休みの日に、本（教科書や参考書、漫画や雑誌は除く）を読んだり、借りたりするために、学校図書室や地域の図書館にどれくらい行きますか」

「ほぼ行かない」と答えた児童・生徒の割合

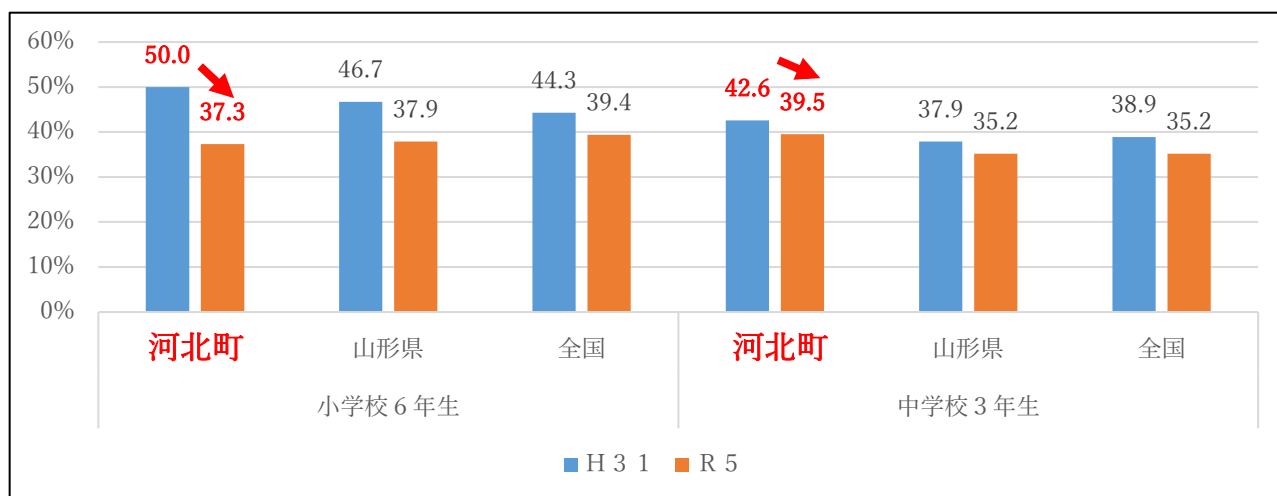


（文部科学省 平成 31 年度・令和 5 年度「全国学力・学習状況調査」より）

- ⇒ 小 6：図書館にほぼ行かない児童が全国的に増加し、町も増加（↑）：良くない傾向
 ⇒ 中 3：図書館にほぼ行かない生徒が全国的に増加したが、町は減少（↓）：良い傾向

【表3】「読書は好きですか」

「好き」と答えた児童・生徒の割合



(文部科学省 平成31年度・令和5年度「全国学力・学習状況調査」より)

⇒ 小6：読書が好きな児童が全国的に減少し、町も減少(↓)：良くない傾向

⇒ 中3：読書が好きな生徒が全国的に減少し、町も減少(↓)：良くない傾向

第2章 第3次町計画の基本方針と施策

基本方針

推進法では、「子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものである。」と規定しています。その趣旨や子どもの読書活動の現状を踏まえ、町の子どもの読書活動を具体的に推進し、第3次町計画の目的を達成するため、以下の基本方針を設定します。

【柱Ⅰ】 家庭・地域・学校等を通した社会全体での子どもの読書活動の推進

【柱Ⅱ】 子どもが読書に親しむ機会の提供と施設、設備その他諸条件の整備充実

【柱Ⅲ】 子どもの読書活動の啓発

【柱Ⅰ】家庭・地域・学校等を通した社会全体での子どもの読書活動の推進

読書が好きな子どもを育てるためには、家庭、地域、学校、幼稚園・認定こども園、図書館等、子どもの生活の場それぞれに応じた適切な働きかけが必要です。子どもの発達段階に応じた様々な取組みが子どもの興味関心の高まりを促し、より良い読書習慣を身に付けることができるといえます。それぞれの関係機関が連携・協力し、社会全体で子どもがいつでもどこでも主体的に本に親しむ環境を整えていくことを推進します。

1 家庭での読書活動の推進

○「読み聞かせ」の推進

子どもの発達段階に応じた読み聞かせ、特に乳幼児期は、読書習慣を身に付け、生涯にわたる読書能力を形成する上でとても重要です。

町と中央図書館では、「ブックスタート」の理念に賛同し、近隣の他市町村に先駆けて、平成15年から1歳半児と3歳児の乳幼児健診時に絵本の紹介や読み聞かせ等の活動を開始しました。1歳半児の健診時には、絵本をひらく楽しい「体験」を大好きな身近な大人とともにシェアし、幸福な時間を過ごしてもらうことを願い、絵本のプレゼントをしています。

町では、家庭での「読み聞かせ」のきっかけとなるようブックスタート事業を継続し、同時に啓発活動を行っていきます。

○「家族で読書」の推進

子どもの読書習慣を形成していくには、子どもと本を結び付ける大人の存在が欠かせません。大人が読書活動の意義を理解したうえで、子どもと本の内容について語り合ったり、一緒に本を読んだり、本を紹介したり等、日常の生活の中での行動が読書活動の推進に大きな影響を与えます。

「家族で読書」することを推進するため、子どもに接する大人に向けて、読書活動に関する情報や取組みを積極的に発信し、幼稚園・認定こども園等において読み聞かせの大切さを周知するほか、第3日曜日の「家庭の日^{※3}」を「家族で読書の日」と位置づけ、テレビやゲーム、SNS等から離れ、短い時間でも家族で読書をする時間をつくることを啓発していきます。

○「読書に親しむ環境づくり」の推進

読書に親しむには、子どもの手の届くところに本がある、興味を持ちそうな内容の本がある等、家庭の身近なところに本があるという環境を意図的につくるのが大切になります。

家庭は教育の原点であり、全ての教育の出発点であることから、家庭での「読書に親しむ環境づくり」を推進するため、関係機関と連携していきます。

※3 家庭の日…山形県では「山形県子育て基本条例」において、県民の間に広く子育てにおいて家庭が果たす役割の重要性についての関心と理解を深めるとともに、県民が家族のきずなを大切にするため、毎月第3日曜を「家庭の日」と定めている。

2 地域での読書活動の推進

○図書館における読書活動の推進

中央図書館では、絵本の読み聞かせや手遊びを通して本やおはなしの楽しさを体感する機会を設けるため、本の貸出だけではなく、乳幼児とその保護者を対象に「ぴよぴよおはなし会」を、幼児から小学生（低学年）を対象に「おはなし会」をボランティアと協力して行っています。同時に、図書館に足を運んでもらうきっかけとなるよう、子どもを対象にした「ぬいぐるみおとまり会※⁴」や「図書バッグをつくろう！」などのイベントを企画し実施しています。

学校との連携として、中学生の職場体験や町内小学校の図書館見学等を実施しています。また、学校の授業で作成した「本のPOP（本の紹介や魅力を伝えるもの）」を関連図書と合わせて展示貸出も行っています。図書館の役割や機能について理解を深めることができたり、来館者がPOPを目にして本に興味を持ったりと望ましい効果があります。同時に図書館を身近に感じてもらえる良い機会となっています。

館外でも、町内全ての小学校を移動図書館車で月に一度訪問し、図書の貸出を行うほか、子どもたちがより多くの本と触れられるよう、放課後児童クラブや子育て支援施設・保育施設に定期的に配本する活動を実施しています。

※4 ぬいぐるみおとまり会…お気に入りのぬいぐるみたちが、図書館におとまりし、館内を探検したり、本を読んだりするイベント。

○ボランティア活動による読書活動の推進

町では、ボランティアによる読み聞かせが行われています。

小学校の保護者を中心としたボランティアは、おもに朝の時間で読み聞かせ等の活動を展開しています。また、中央図書館を中心に活動している「ひまわりサークル」は、月1回図書館内で「おはなし会」を、年1回町内全ての小学校を訪問し「移動おはなし会」を開催しています。

「おはなし会」では読み聞かせのほか、手遊びやエプロンシアター^{※5}等、「移動おはなし会」では「べにの里昔語りの会」による昔語りやブックトーク^{※6}等、読書に慣れていない子どもにも楽しめる内容になっています。

このように多岐にわたるボランティア活動は、すらすら本を読めない子・読むのが苦手でも読んでもらうことは好きな子どもたちに、「本は面白い」「もっと読みたい」と感じさせるきっかけや読書による楽しさを与えています。

さらに、町内の認定こども園の子どもを対象に「わくわくドキドキおはなし広場」を年に1回開催しています。人形劇をメインに大型の絵本・紙芝居等も使用し、おはなしの世界を体全体で楽しめる内容となっています。

一方で、ボランティアの課題として、持続可能なボランティア体制づくりがあり、活動メンバーの不足や高齢化、既存の団体に若い世代は入りづらい、男性が少ないといった側面が挙げられます。

町としては、募集を含むボランティアに関する情報を発信し、学生や社会人等の幅広い層の参加を促し、課題を解決できるように支援します。

また、地域学校協働活動^{※7}の仕組みを生かし、ボランティアの協力を得て、放課後子ども教室等における読書推進活動の創出の検討や、読書に興味関心を持ってもらえるような取組みを検討します。

※5 エプロンシアター…演じ手がエプロンを着け、着用したエプロンを舞台に見立てて物語を展開させていく人形劇。人形がポケットから次々と出てきたり、エプロンの布地をめくって場面が展開する等驚く仕掛けがあったりすることで、見ている方にも臨場感が伝わる。

※6 ブックトーク…一定のテーマのもと、何冊かの本を紹介し、その本の面白さを伝えたり、聞き手にその本を読んでもみたいと思わせたりするような行為。

※7 地域学校協働活動…幅広い地域住民の参画を得て、地域全体で子どもの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動。

3 学校・園等での読書活動の推進

(1) 学校での読書活動の推進

○計画的・継続的な読書機会の推進

学校では、児童会や生徒会の図書委員会等におけるおすすめの本の紹介やイベントの企画等、児童生徒が主体となった活動を促進するほか、定期的な一斉読書の時間を設定するように努め、教育課程全体を通じて計画的・継続的な読書機会の確保による読書習慣の形成を図ります。今後も児童生徒の読書活動への興味関心を高められるように働きかけを行い、児童生徒が主体的に読書活動に取り組める環境を整えます。

○学校図書館活用の推進

学校図書館には様々な機能があります。その中で、特に大切なものの一つは、子どもが主体的に読書に親しみ、本を活用することができるという機能です。子どものみならず、教職員にとっても有意義な学校図書館の活用を推進するため、教育課程全体を通じ、各教科において学校図書館を積極的な活用を図ります。また、自らの疑問や課題の解決のために必要な情報を見つけ出し、読み取り活用する力を学校全体として計画的かつ体系的に指導するよう努めるほか、授業に関連した図書を紹介します。

(2) 幼稚園・認定こども園等での読書活動の推進

○本に親しむ環境づくりの推進

幼児期はあらゆるものに興味を持ち、成長の著しい時期です。この時期に教育にあたる幼稚園や、教育・保育にあたる認定こども園等での読書経験は、子どもの読書活動のスタート時期であり、その後の読書活動に大きな影響を与えることとなります。そのためこの時期は、幼児が自ら本に触れ、親しむ環境づくりが大切です。

また、幼児にとって最も身近な大人である保護者に対しても、読書の楽しさや重要性を伝え連携しながら、家庭においても幼児が本に親しみやすい環境を築いていくことが求められることから、子どもたちが本に興味を持ち、いつでも手を伸ばせる環境づくり、家庭への情報提供や広報活動に取り組みます。

【柱Ⅱ】子どもが読書に親しむ機会の提供と施設、設備その他諸条件の整備充実

1 中央図書館の整備充実の推進

○児童書の充実と順次更新

令和5年度末現在の中央図書館

蔵書数：約117,000冊（一般書：約88,000冊 児童書：約29,000冊）
貸出実績：約64,000冊（一般書：約30,000冊 児童書：約34,000冊）

全体貸出数の約5割を児童書が占めており、多くの児童書が借りられています。

どの年代の子どもも楽しめるよう、多様なニーズに応え、幅広く様々なジャンルの絵本や児童書を順次更新し充実に努めます。季節の絵本のコーナーや乳幼児向けの本のコーナー等、目的の本が探しやすく、魅力ある配架にし、何度でも来たくなる図書館を目指します。一方、蔵書の書棚にも限りがあるため、蔵書の保管場所について検討する必要があります。

平成3年から活動した移動図書館車の2代目「べにばな号」は、令和5年6月に更新しました。先代べにばな号よりも積載冊数が増加し、多くの本を実際に見て手に取り選ぶことが可能となった3代目「べにばな号」を今後も積極的に活用していきます。

時間や天候、距離等を気にせず、自宅にいながらにして図書や資料を借りることができる電子図書館※⁸については、町民のニーズを把握し、他市町村と連携していくことを含め、導入を検討していきます。

※8 電子図書館…スマートフォンやタブレット等で閲覧する電子書籍をインターネット経由で貸し出しする図書館サービス。障がいのある子どもや開館時間内に図書館に行くことが難しい遠方の子どもを含め、様々な特性や生活環境を背景に持つ多様な子どもに対しても整った読書環境を提供することができる。

2 学校図書館の整備充実の推進

○図書の順次更新とニーズに合った蔵書の整備

読書活動への興味関心を途切れさせないために、学校図書館司書を雇用し各学校に派遣するとともに、司書教諭^{※9}と連携しながら、今後も古い図書を新しいものに更新し、児童生徒のニーズにあった蔵書を整備していきます。

○学習の場としての図書館の整備と情報センター的機能の充実

学校図書館は、読書のみならず、調べ学習や発表活動の場としても活用されています。その有用性は多岐にわたり、学校における学習活動だけでなく、学校生活の様々な場面で役立てられています。今後さらに、子ども達の情報活用能力を育てる学習の場としての必要性が高まると考えられることから、読書活動を推進する中核施設としての機能とともに、学習・情報センター的機能の整備充実を推進します。

○ICTの積極的な活用

GIGAスクール構想^{※10}により、現在、児童生徒1人につき1台学習用タブレットが配備され、ICTを活用した学習に取り組んでいます。ICTを活用し、電子図書館と連携した電子書籍の利用等、デジタル社会に対応した取組みを検討します。

※9 司書教諭…教諭の資格を持ち、かつ、学校図書館に関する専門課程を修めたものに与えられる資格。学校図書館法において、学校図書館の専門的職務を担う教員として、「司書教諭」を学級数が合計12学級以上の学校には、必ず置かなければならない。

※10 GIGAスクール構想…児童生徒向けの一人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、多様な子どもを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化された創造性を育む教育を、全国の学校現場で持続的に実現させる構想。GIGAとはGlobal and Innovation Gateway for Allの略。

3 諸施設間の連携の推進

中央図書館における、各学校・幼稚園・認定こども園等に一度で多くの本を長期貸出する団体貸出や、定期的な情報交換のほか、ちびっこホーム・ひなのおうち・各放課後児童クラブへの中央図書館による定期的な配本を継続し、身近な施設で本を手に取り読書できる環境にしていきます。

配本と同時に、ボランティア団体と各施設の連携も強化し、情報の共有化を図ります。

【柱Ⅲ】子どもの読書活動の啓発

1 「家庭の日（家族で読書の日）」「子ども読書の日」等の啓発

読書活動全般にわたる啓発には、さらに力を注いでいく必要があります。

毎月第3日曜日の「家庭の日（家族で読書の日）」のほか、4月23日の「子ども読書の日^{※11}」や10月27日の「文字・活字文化の日^{※12}」を中心にした読書週間等、読書に関連した記念日に合わせて啓発するとともに、その趣旨を踏まえた読み聞かせ会等のイベント・行事等の取組みを推進し、家庭・地域・学校等における取組みの活性化を図るようにしていきます。

※11 子ども読書の日…国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年12月公布・施行）において、4月23日が「子ども読書の日」と定められている。

※12 文字・活字文化の日…国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるため、文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図る「文字・活字文化振興法」（平成17年7月公布・施行）において、10月27日が「文字・活字文化の日」と定められている。

資 料

資料 1 計画策定の組織

資料 2 計画策定の経過

資料 3 子どもの読書活動の推進に関する法律

資料1 計画策定の組織

河北町子どもの読書活動推進計画策定委員会

番号	役 職	委員氏名	所 属
1	委員長	児 玉 康 子	河北町教育委員会
2	副委員長	須 藤 里 佳	河北町校長会
3	委員	丹 野 宏 紀	ひなのこども園
4	委員	軽 部 恵 美	河北町立中央図書館
5	委員	日下部 由美子	ひまわりサークル
6	委員	羽 村 みなみ	河北町立谷地中部小学校

委嘱期間 令和6年8月5日から令和7年3月31日まで

河北町子どもの読書活動推進計画策定委員会事務局

番号	職 名	氏 名
1	教 育 長	板 坂 憲 助
2	学校教育課長	宇 野 勝
3	生涯学習課長	秋 場 弘 昭
4	学校教育課教育主幹兼指導主事	吉 田 仁 志
5	学校教育課教育総務係長	齋 藤 淳
6	学校教育課指導主事	鈴 木 玄 輝
7	生涯学習課生涯学習係主査	阿 部 直 人
8	学校教育課教育総務係主任	早 坂 柁 人

資料2 計画策定の経過

年 月 日	内 容
令和6年5月23日	教育委員会会議
7月22日	第1回事務局会議
8月 5日	第1回河北町子どもの読書活動推進計画策定委員会
9月27日	第2回事務局会議
10月15日	第2回河北町子どもの読書活動推進計画策定委員会
11月14日	厚生文教常任委員会
12月9日～ 12月22日	パブリックコメント
1月23日	教育委員会会議
1月28日～ 2月14日	第3回河北町子どもの読書活動推進計画策定委員会（書面）
2月 7日	厚生文教常任委員会
3月	第3次子どもの読書活動推進計画 策定 計画・概要版パンフレットの配布・周知

資料3 子どもの読書活動の推進に関する法律

子どもの読書活動の推進に関する法律

平成13年12月12日法律第154号

(目的)

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 子ども（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第3条 国は、前条の基本理念（（以下（「基本理念」という。））にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（（以下（「子ども読書活動推進基本計画」という。））を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、4月23日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

○衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

1 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。

2 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。

3 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。

4 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。

5 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。

6 国及び地方公共団体を実施する子ども読書の日趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。



第3次
河北町子どもの読書活動推進計画

河北町教育委員会